

◎新潟県告示第187号

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、次のとおり二級建築士の免許を取り消した。

令和5年2月21日

新潟県知事 花 角 英 世

免許の取消しをした年月日	免許の取消しをした建築士の氏名	登録番号	免許の取消しの理由
令和4年10月14日	鈴木 雅人	第11465号	死亡
令和4年10月28日	平澤 政利	第7176号	死亡
令和4年12月23日	山岸 由美子	第13999号	死亡